

野洲市保育人材バンク事業について

このことについて、市内の幼稚園、保育園及びこどもの家（以下「市内保育所等」と表現します。）における保育及び教育の担い手を増やし、待機児童等の解消を図るとともに、求職者に就業の機会を提供し、市民の活躍できる社会の実現を図るため、職業安定法第 33 条の 4 第 1 項に規定する無料職業紹介事業を実施するにあたり、下記のとおりバンク機能を有した無料職業紹介所を開設します。

なお、当該紹介所は、滋賀県保育士・保育所支援センター事業を補完するものであり、地域に密着した事業として実施するものです。

1. 名 称：野洲市三方よし人材バンク（以下「人材バンク」と表現します。）
2. 場 所：野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市市役所西別館こども課内
3. 開所時間：午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
4. 休 所 日：①金曜日、土曜日及び日曜日
②国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
③12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間（上記の日を除く。）
5. 求人事業者：市内保育所等の事業者
6. 就労紹介先：市内保育所等
7. 取扱職種：保育士、幼稚園教員、保育補助者、栄養士、給食調理人、看護師、学童指導員等の子育て支援専門職
8. 開 所 日：平成 28 年 7 月 1 日（予定）
9. そ の 他：バンク機能…登録の有効期間を 3 年間として継続的な人材確保。
職業紹介機能…ハローワークと同等の職業紹介を実施。
やすワークとの連携…相互に連携を図り、一体的な就労支援を実施。

～バンク及び職業紹介の流れ～

【求職者】

- ①求職者は人材バンクに登録申請をする。（バンク登録（3 年間有効））
- ②人材バンクはバンク登録者に求人情報等の提供を行う。
- ③バンク登録者が具体的に就労を希望する場合には、人材バンクに求職申請をする。
- ④人材バンクは求職者の希望する内容と求人者が求める内容とのマッチングを実施する。
- ⑤人材バンクはマッチングが成立した場合には、求職者を当該求人者（市内保育所等）に紹介する。

【求人者】

- ①求人者は人材バンクに求人申請をする。
- ②求人者は、求職の希望を受けたときには、求職者が希望する勤務条件に沿うよう可能な範囲で調整をする。
- ③求人者は、人材バンクからの紹介に基づき、採用試験を実施する。